

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和6年12月2日(月)

議会運営委員会終了後

場所：議会運営委員会室

1 開 会

2 令和6年度答申案の取りまとめについて
(本会議・委員会のオンライン対応関係)

3 その他

4 閉 会

本会議・委員会のオンライン化に関する検討結果の骨子(案)

－議会改革検討小委員会報告－（令和6年●月）

1 検討の経過

石田議長から議会運営委員会に対し行われた議会改革に関する諮問のうち、様々な人たちが参画しやすい環境整備として、本会議・委員会のオンライン化に関する検討を行った。

◆ 令和6年度議会改革検討小委員会の概要

- 1) 委員長 中村 正孝（自民）
同 委員 中島 武文（自民）、田島 祥充（自民）、古林 良崇（自民）、
大澤 彰久（自民）、北川 剛司（維国）、酒井 常雄（維国）、
光永 敦彦（共産）、森 吉治（共産）、岡本 和徳（府民）、
増田 大輔（府民）、小鍛治義広（公明）、山口 勝（公明）
- 2) 設置・開催 議会運営委員会に令和6年5月24日に設置
本会議・委員会のオンライン化の検討については○回開催

2 検討結果

本会議におけるオンライン質問への対応の要否、委員会のオンライン出席の事由の拡大等について検討した結果、以下のとおり提言する。

- ① 育児・介護をオンライン委員会の開催事由に追加するよう、京都府議会委員会条例を改正してはどうか。
- ② ①の改正を行った上は、オンライン委員会に関する申合せを別添のとおり改正してはどうか。

主な検討内容

【本会議関係】

- オンライン質問を行っても法的に出席扱いとならないことや議場の機器整備の状況等を踏まえ、本会議のオンライン質問については、当分の間、対応不要である。

【委員会関係】

- 現行の感染症まん延及び大規模災害等の緊急事態に加え、育児・介護をオンライン委員会の開催事由に加えるべきである。
- 総括質疑、秘密会及び互選委員会については、それぞれの性質を踏まえ、現行の申合せのとおり、オンライン開催の対象としない。

オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 略

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 略

4～8 略

(別紙)

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

本会議・委員会のオンライン化に関する検討結果

(案)

令和 6 年●月
議 会 運 営 委 員 会
議会改革検討小委員会

目 次

1	答申に至る経過	1
2	小委員会における検討経過	1
3	検討結果	2
＜改正案＞		
	オンライン委員会に関する申合せ	6
＜参考資料＞		
	資料 1 議会改革に関する諮問書	7
	資料 2 議会改革に関する検討組織の設置について	8
	資料 3 諮問事項の検討状況について	9

1 答申に至る経過

令和5年7月4日の石田議長の諮問を受け、令和5年度及び令和6年度に検討する事項についての論点整理を行い、令和5年度は、議会運営委員会に設置した議会改革検討小委員会と広報広聴会議において、それぞれ答申※¹、²をまとめた。

令和6年度も「事務局・図書館機能の強化」と「様々な人たちが参画しやすい環境整備」について検討を行うために議会改革検討小委員会を設置し、様々な人たちが参画しやすい環境整備として、まず本会議・委員会のオンライン化について検討を行った。その検討結果について報告する。

(諮問事項の検討状況については、資料3参照)

2 小委員会における検討経過

(1) 委員 (13名)

- 委員長 中村 正孝 (自民)
- 委員 (自民) 中島 武文、田島 祥充、古林 良崇、大澤 彰久
(維国) 北川 剛司、酒井 常雄
(共産) 光永 敦彦、森 吉治
(府民) 岡本 和徳、増田 大輔
(公明) 小鍛治義広、山口 勝

(2) 検討の経過

次のとおり、計●回にわたる検討を行い、この報告書を取りまとめた。

R 6. 5. 24	互 選	委員長の選任、審議事項の確認等
R 6. 6. 10	第1回	検討の進め方の確認
R 6. 6. 27	第2回	本会議・委員会のオンライン化についての協議(1)
R 6. 9. 5	第3回	本会議・委員会のオンライン化についての協議(2)
R 6. 9. 12	第4回	本会議・委員会のオンライン化についての協議(3)
R 6. 9. 25	第5回	本会議・委員会のオンライン化についての協議(4)
R 6. 10. 2	第6回	本会議・委員会のオンライン化についての協議(5)
R 6. ●. ●	第7回	本会議・委員会のオンライン化についての協議(6)
R 6. ●. ●	第8回	答申案の取りまとめ

※1 「多様な主体との連携による府議会の機能強化及び府民に身近な府議会の実現に関する検討結果」(議会改革検討小委員会 令和6年3月)

※2 「情報発信の更なる充実の検討結果」(広報広聴会議 令和6年3月)

3 検討結果

(1) 具体的な検討項目

議長からの諮問に基づき、小委員会においては、様々な人たちが参画しやすい環境整備として、本会議・委員会のオンライン化について検討を行った。

その具体的な検討項目は次のとおりである。

ア 本会議におけるオンライン質問への対応の要否

大規模災害、感染症まん延等の緊急事態等の場合に、代表・一般質問のオンラインによる実施を導入するか否か

イ 委員会のオンライン出席

(ア) 委員会のオンライン出席の事由の拡大

- 現行の京都府議会委員会条例(昭和31年京都府条例第54号)において、委員会をオンライン開催できるのは、次の場合に委員長が必要と認めたときである。(令和4年5月～)

- ・ 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合
- ・ 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

- 上記に加え、育児・介護についてオンライン出席の事由と認めるか否か

(イ) 総括質疑、秘密会及び互選委員会のオンライン開催

- 現行の京都府議会における申合せでは、委員会の総括質疑、秘密会及び互選委員会についてはオンライン開催を行わないこととなっているが、それらについても、開催できるよう取扱いを変更するか否か

【参 考】

1 全国都道府県議会議長会の標準例（令和5年10月改正）

	本 会 議 の オンライン質問	委 員 会 の オンライン出席
質問※ ₁ の可否	○	○
質疑※ ₂ 、討論、 表決の可否	×	○
出欠の取扱い	×	○
	(欠席議員扱い)	(出席委員扱い)
実施できる 事 由	・大規模な災害の発生、 感染症のまん延等 ・育児、介護等	・大規模な災害の発生、 感染症のまん延等 ・育児、介護等

※1 質問：団体の事務全般について執行機関の見解を質す趣旨での発言

※2 質疑：表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行う発言

2 都道府県のオンライン対応の状況（令和6年6月時点）

(1) 本会議のオンライン質問

	本会議のオンライン質問
	※災害・感染症及び育児・介護共通
オンライン対応済	2
未対応	45
検討中	27 (京都府議会)
対応しないと決定済	12
その他(未検討等)	6

(2) 委員会のオンライン出席

	委員会のオンライン出席	
	災害・感染症	育児・介護
オンライン対応済	37 (京都府議会)	18
未対応	10	29
検討中	7	22 (京都府議会)
対応しないと決定済	2	5
その他(未検討等)	1	2

(2) 検討結果

ア 本会議におけるオンライン質問への対応の要否について

本会議におけるオンライン質問への対応の要否については、次の結論に至った。

- 本会議は委員会と違い、法的にはオンライン質問を行っても出席扱いにならず、質疑、討論及び表決はオンラインの対象外となることや、議場の整備の状況等を踏まえ、本会議のオンライン質問については、当分の間、対応は不要とする。(今後、法改正が行われ、質疑、討論及び表決も可能となり、出席扱いになった段階で改めて検討することとする。)

イ 委員会のオンライン出席について

(ア) オンライン出席の事由の拡大について

オンライン出席の事由の拡大については、次の結論に至った。

- 今後、多様な人材が働きやすい環境整備が必要であることを踏まえると、育児・介護をオンライン委員会の開催事由に追加するべきであるが、その運用においては、次のことに留意する必要がある。

- ・ 育児・介護によるオンライン出席に当たっては、対面での出席が基本であることを踏まえた上で各議員が申請を行うこと。
- ・ やむを得ない場合は欠席が妨げられるものではないこと等を踏まえ、個別具体的な事情に照らして各議員の責任で申請を行うこと。

- また、育児・介護の基準については、詳細な規定は運用の妨げになるおそれがあるほか、欠席事由においても定められていないことから、具体的に規定せず、運用の中で事例を積み重ねていくべきである。

- ただし、育児・介護の具体的基準がないと委員長の認否の判断が困難になるという意見もあり、今後の運用の中で問題が生じた場合は、改めて基準について検討することとする。

(イ) 総括質疑、秘密会及び互選委員会のオンライン開催について

総括質疑、秘密会及び互選委員会のオンライン開催については、次の結論に至った。

- 会派を代表して行う総括質疑や、秘密を確保する必要がある秘密会、投票行為が必要な互選委員会については、現行の申合せのとおり、オンライン開催の対象としないこととする。

(3) 提言

(2)の検討結果を踏まえ、次のとおり提言する。

- ① 育児・介護をオンライン委員会の開催事由に追加するよう、京都府議会委員会条例を改正してはどうか。
- ② ①の改正を行った上は、オンライン委員会に関する申合せを改正案のとおり改正してはどうか。

オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 略

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 略

4～8 略

(別紙)

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。

2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

令和 5 年 7 月 4 日

議会改革に関する諮問書

- 京都府議会は、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、政策提案機能・監視機能の充実や開かれた議会の実現に向けたさまざまな議会改革の取組を実施してきたところである。
- 近年では、議会改革検討小委員会を中心に検討を進め、議会機能の充実に関しては、ＩＣＴ化の推進や府議会ＢＣＰの見直しなどに取り組み、開かれた議会に関しては、出前高校生議会や大学生との座談会などに取り組んできた。
- また、全国都道府県議会議長会等の要望を受けた第 33 次地方制度調査会答申では、意思決定機関としての議会の役割等を地方自治法において明確化することが提言されたほか、コロナ禍の影響や今後の人口構造の変容を踏まえ、多様な主体の参画を得る議会の役割の重要性が示されたところである。
- 高度化・複雑化が進む社会問題・地域課題に府議会が対応するためには、府民や大学・研究機関等の多様な主体との連携を強化し、これまでの取組を継承・発展させることで、議員力・議会力の更なる向上を図る必要があることから、議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。
 - 1 多様な主体からの知見を取り入れる仕組みづくりなど、議会の政策提案機能や監視機能等を強化し、その役割を発揮するための取組の検討
 - 2 情報発信の更なる充実や、わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営など、府民に身近な議会を実現し、多様な主体の参画を促すための取組の検討

議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構 成 等

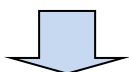
- (1) 委員会は、委員 13 人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。

3 運 営

- (1) 公 開 傍聴については、議会運営委員会に準じる。なお、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

4 検討事項

- (1) 多様な主体からの知見を取り入れる仕組みづくりなど、議会の政策提案機能や監視機能等を強化し、その役割を発揮するための取組



- 事務局・図書館機能の強化

- (2) 情報発信の更なる充実や、わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営など、府民に身近な議会を実現し、多様な主体の参画を促すための取組（「情報発信の更なる充実」に関する事項を除く。）



- 様々な人たちが参画しやすい環境整備
→ (例) オンライン化 (対象の拡充)、ハラスメント対応、バリアフリー化など

諮問事項の検討状況について

諮問事項	検討項目	検討年度	検討体制	検討結果等
(1) 議会の機能強化関係	ア 大学・研究機関と連携した政策・議会改革等の検討の仕組みづくり	R 5	議会改革検討小委員会	令和 5 年度答申① ・京都府立大学との包括連携協定の締結
	イ 京都府議会基本条例に基づく議会運営等の検証	R 6	政策調整会議	令和 6 年度中に答申予定 (議会基本条例関係) 検討中
	ウ 事務局・図書館機能の強化	R 6	議会改革検討小委員会	令和 6 年度中に答申予定 今後検討
(2) 府民に身近な議会関係	エ わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営	R 5	議会改革検討小委員会	令和 5 年度答申① ・代表・一般質問の質問者等の早期公表 ・答弁順序の見直し
	オ 情報発信の更なる充実	R 5	広報広聴会議	令和 5 年度答申② ・議場見学の充実（おこしやす来て見て話そう京都府議会） ・SNS による情報発信の充実
	カー 1 様々な人たちが参画しやすい環境整備 (オンライン対応関係)	R 6	議会改革検討小委員会	本答申 (本会議・委員会のオンライン化に関する検討結果)
	カー 2 様々な人たちが参画しやすい環境整備 (その他バリアフリー、ハラスメント対応等)	R 6	議会改革検討小委員会	令和 6 年度に答申予定 今後検討